

埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画 (令和6年度から令和8年度)

彩の国  埼玉県

ごあいさつ

本県における女性支援は、昭和31年に制定された売春防止法に基づく、売春を行うおそれのある女子の保護事業として始まり、その後、支援ニーズの多様化に伴い、DV、家庭関係の破綻、生活困窮等の問題を抱える女性へと事業の対象を拡大してきました。

一方で、女性を取り巻く状況は時代と共に大きく変化し、女性が抱える困難も多様化、複合化及び複雑化していることから、従来の売春防止法を根拠とした枠組みでの対応には限界が生じていました。こうした状況を踏まえ、新たに「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定され、令和6年4月に施行されます。これにより女性支援の在り方は、従来の売春防止法に基づく「保護更生」という視点から、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」という視点へと大きく転換します。本計画は、この新たな法律に基づき、本県の女性支援をより一層推進するため、令和6年度から令和8年度までを計画期間として策定するものです。

女性は、女性であることにより性的な被害に遭遇しやすく、予期せぬ妊娠等の問題が存在するほか、出産・育児により就業が途切れやすいといった状況があり、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立など社会経済的困難に陥りやすい傾向にあります。県では、こうした様々な困難な問題を抱える女性への支援を強化するため、男女共同参画推進センターと婦人相談センターを統合し、ワンストップで相談から自立支援までを行う体制を整えました。さらに、市町村をはじめ民間団体や関係機関と連携し、「ワンチーム埼玉」で計画の推進に全力で取り組むことで、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる「日本一暮らしやすい埼玉」の実現を目指してまいります。

計画策定に当たりましては、埼玉県男女共同参画審議会において、幅広い観点から熱心に御議論いただくとともに、女性支援を担う民間団体や県民の皆様からも多くの貴重な御意見をお寄せいただきました。御協力いただきました方々に心から御礼申し上げます。

令和6年3月



埼玉県知事 大野元裕

<目 次>

第1 計画の基本的な考え方	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画における施策の対象者	2
4 計画の期間	2
5 計画の目標	2
6 計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	2
第2 本県における困難な問題を抱える女性支援をめぐる現状と課題	8
1 支援機関による対応状況	8
2 市町村・民間団体の状況	13
3 課題	14
第3 計画の体系	17
第4 計画の推進指標	19
第5 計画の内容	20
基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	20
1 女性の人権を尊重する県民意識の醸成	20
2 アウトリーチなどによる早期の把握	22
3 支援のきっかけ作りのための居場所などの提供	23
4 相談支援の充実	23
5 一時保護の充実	25
6 医学的・心理学的な援助による被害回復支援	27
7 日常生活の回復の支援	28
8 同伴児童などへの支援	28

9	支援対象者に寄り添った自立支援	30
10	地域での生活再建を支えるアフターケアの推進	32
	基本目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実	33
1	支援の中核機関の機能強化	33
2	民間団体との連携・協働の推進	34
3	関係機関との連携体制の充実	35
第6	計画の推進体制	36
1	総合的な基本計画の推進	36
2	県男女共同参画推進センター（女性相談支援センター及び女性自立支援施設）による支援の推進	36
3	市町村における推進体制の整備への支援	36
4	庁内外の関係機関との連携	37
	（参考資料）主な関係機関の支援ネットワーク	38
	資料編	39

第1 計画の基本的な考え方

1 策定の趣旨

女性の抱える困難な問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心し、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）（以下「法」という。）が成立しました。また、令和5年3月29日には、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（令和5年3月29日厚生労働省告示第111号）（以下「基本方針」という。）が公示されました。

この計画は、法や基本方針を踏まえ、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すために策定するものです。

2 計画の位置付け

- (1) 法第8条第1項に基づき策定する本県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画です。
- (2) 「埼玉県男女共同参画基本計画¹」の下位計画として策定する計画です。
- (3) 県民からの意見や埼玉県男女共同参画審議会からの答申を受け、県が市町村、民間団体及び関係機関と相互に連携して施策の推進に取り組むための計画です。

¹ 本県の男女共同参画の推進に関する基本的な計画。男女共同参画社会基本法第14条及び埼玉県男女共同参画推進条例第12条に基づき、本県の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定。

3 計画における施策の対象者

法第2条に基づき、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。以下「困難な問題を抱える女性」という。）を対象としています。

4 計画の期間

令和6年度から令和8年度まで（3年間）

5 計画の目標

困難な問題を抱える女性の人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現

6 計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制

（1）県と市町村の役割

困難な問題を抱える女性への支援は、地方公共団体の責務として実施するものであり、それぞれが適切に役割を分担しながら、互いに連携することが必要となります。

ア 県の役割

- ・ 女性支援事業に当たり中核的な役割を果たし、基本計画の策定等を通じ、地域の実情に応じて、それぞれの地域特性を考慮しながら、計画的に、地域のニーズに応じた施策を検討・展開します。
- ・ 困難な問題を抱える女性への支援の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに支援者の活動の連携及び調整を図ります。
- ・ 段階的・重層的な支援を行うため、行政機関と民間団体それぞれの特性を生かした支援の在り方を検討するとともに、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体との協働による女性支援を通じ、困難

な問題を抱える女性がそれぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられる体制を整備します。

- ・ 広域的な観点から、市町村が実施する困難な問題を抱える女性への支援が円滑に進むよう、市町村における基本計画の策定状況や各種施策の取組状況等についての情報提供、市町村のニーズを踏まえた包括的な支援の展開等、市町村に対する支援を行うとともに、市町村の取組状況を把握し、格差が生じないよう必要な取組を促進します。

イ 市町村の役割

- ・ 支援対象者にとって最も身近な支援の端緒となる相談機能を果たします。
- ・ 困難な問題を抱える女性の支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施主体であり、支援の主体でもあることから、支援に必要な制度を所管する庁内関係部署はもとより、幅広い部署がそれぞれに主体性を発揮し、相互に連携の上、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供します。
- ・ 必要に応じて適切に、県や他の市町村、関係機関につなぎ、かつ、つないだ先の県や他の市町村と連携して支援を行うなど、関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮を行います。
- ・ 基本計画の策定や女性相談支援員の配置に努めます。
- ・ 当該市町村内における困難な問題を抱える女性への支援窓口の周知等に努めるとともに、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体と協働して女性支援を積極的に担うことに努めます。

(2) 支援に関わる関係機関の役割

ア 女性相談支援センター

旧売春防止法において規定される「婦人相談所」が前身となります。法における女性相談支援センターは、次の業務を行います。

県では、県婦人相談センターを統合した県男女共同参画推進センター（以下「県男女共同参画推進センター」という）を県の女性相談支援センターとして位置付けます。

- ・ 支援対象者の立場に立った相談対応や相談を行う機関の紹介
- ・ 支援対象者及び同伴家族の安全確保及び一時保護
- ・ 支援対象者の心身の健康回復を図るための医学的又は心理学的な援助等
- ・ 支援対象者の自立を促進するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整
- ・ 支援対象者が居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供、助言、関係機関との連絡調整
その他の援助

なお、県の女性相談支援センター（一時保護施設）においては法による業務に加え、次の業務を行います。

- ・ 自立の促進のための支援
- ・ 退所者の相談援助
- ・ 入所者が同伴した児童²に対する学習及び生活支援

イ 女性相談支援員

旧売春防止法において規定される「婦人相談員」が前身となります。都道府県及び女性相談支援センターを設置する指定都市は女性相談支援員を置くものとし、指定都市以外の市町村は女性相談支援員を置くよう努めるものとされています。

なお、女性相談支援員が配置されていない市町村においては、女性相談を担当する部署において必要な支援を行います。

法における女性相談支援員は、次の業務を行います。

- ・ 丁寧なヒアリングによるアセスメントを行い、支援対象者の意思決定を支援
- ・ 必要に応じて、関係機関との連絡調整を実施
- ・ 最も身近に相談できる支援機関に属する者として、支援への入り口の役割を果たすこと
- ・ 児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の実施機関と連携して各種手続に関する支援等を実施することにより、支援対象者を適切な支援につなげること

² 本計画では児童福祉法第4条第1項を踏まえ、満18歳に満たない者をいう。

ウ 女性自立支援施設

旧売春防止法において規定される「婦人保護施設」が前身となります。法における女性自立支援施設は、次の業務を行います。

県では、県男女共同参画推進センターを県の女性自立支援施設として位置付けます。

- ・ 入所を希望する支援対象者を受け入れ、その保護を実施
- ・ 入所者の心身の健康回復を図るための医学的又は心理学的な援助
- ・ 自立の促進のための生活支援
- ・ 退所者の相談その他の援助
- ・ 入所者が同伴した児童に対する学習及び生活支援

エ 民間団体

法第13条において都道府県が民間団体と協働して支援を行うことや、市町村が民間団体と協働した支援ができる旨が規定されています。

民間団体の特色である柔軟性のある支援や、これまでの活動の中で蓄積された知見、育成されてきた人材等は、困難な問題を抱える女性への支援を進める上で重要となります。県及び市町村と対等な立場で協働し、互いの活動を補完しながら、困難な問題を抱える女性への支援を行います。

- ・ 訪問や巡回、居場所の提供、SNS等を活用した相談支援、アウトリーチによる早期発見、同行支援、一時保護の受託、地域における生活再建等の自立支援など、行政機関のみでは対応が行き届きにくい支援の実施

オ その他関係機関

女性が抱える困難な問題は、性的な被害、配偶者や親族からの暴力や虐待、経済的な困難、障害、住居問題など多岐に渡っており、最初にたどり着く可能性のある支援窓口も様々であると思われ、さらに一人の女性が様々な問題に複合的に直面しているケースも多数であると想定されます。

そのため、支援を行う地方公共団体相互間の緊密な連携を図っていくとともに、地方公共団体は、下記の各種関係機関の間で十分な連携を図られるよう配慮をしていく必要があります。

(支援を進める上で十分な連携が求められる関係機関)

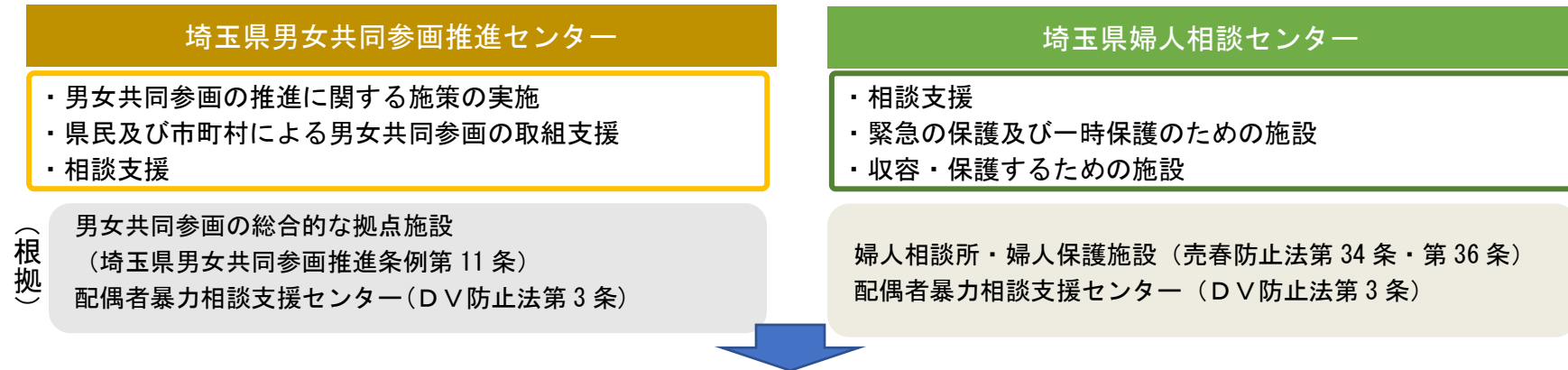
県男女共同参画推進センター（女性相談支援センター・女性自立支援施設）、女性相談支援員、児童相談所、児童福祉施設、保健所、精神保健福祉センター、市町村保健センター、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、保育所、都道府県警察、裁判所、日本司法支援センター、弁護士等、配偶者暴力相談支援センター³、都道府県及び市町村の女性支援担当部局、障害保健福祉部局及び男女共同参画主管部局等、障害に係る相談支援事業所、生活困窮者自立相談支援機関、福祉事務所、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、男女共同参画センター、社会福祉協議会、民間団体、民生委員・児童委員、人権擁護委員、その他社会福祉サービス関係者等

³ 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）により、都道府県に設置が義務（市町村は努力義務）付けられているDV被害者救済のための拠点施設。センターでは次の業務を行う。
①相談 ②医学的・心理学的な指導 ③一時保護 ④自立支援のための情報提供・援助 ⑤保護命令制度に関する情報提供・援助 ⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報の提供・援助。
なお、DVは「ドメスティック・バイオレンス」の略語。配偶者や恋人等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

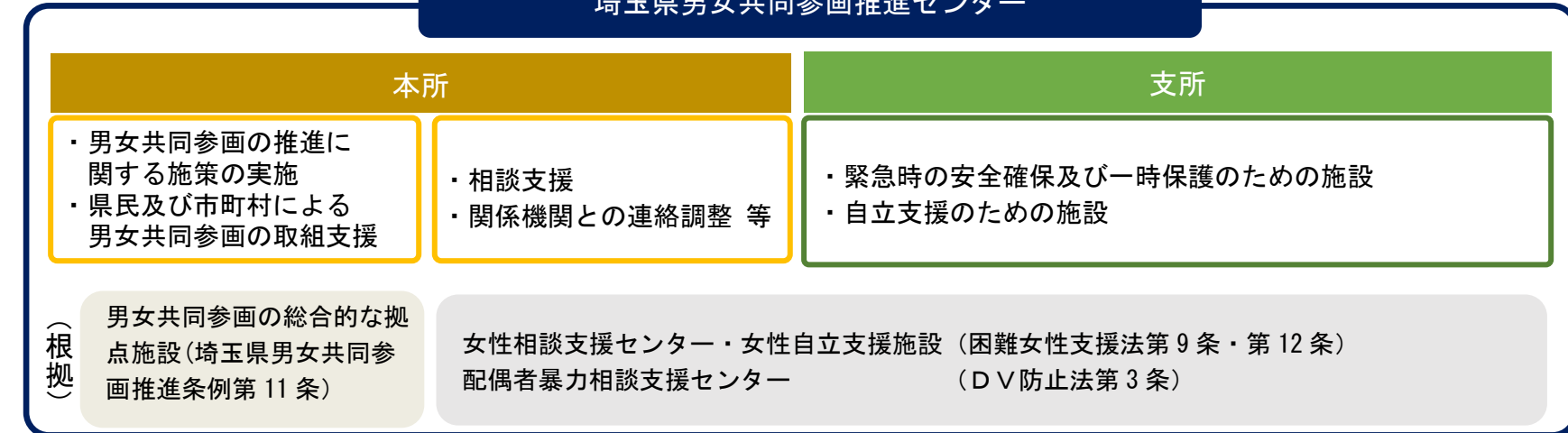
<参考：埼玉県婦人相談センターを埼玉県男女共同参画推進センターへ統合>

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行を踏まえ、令和6年4月より埼玉県婦人相談センターを埼玉県男女共同参画推進センターへ統合し、困難な問題を抱える女性への支援体制を強化。

(令和5年度まで)



(令和6年度から)



第2 本県における困難な問題を抱える女性支援をめぐる現状と課題

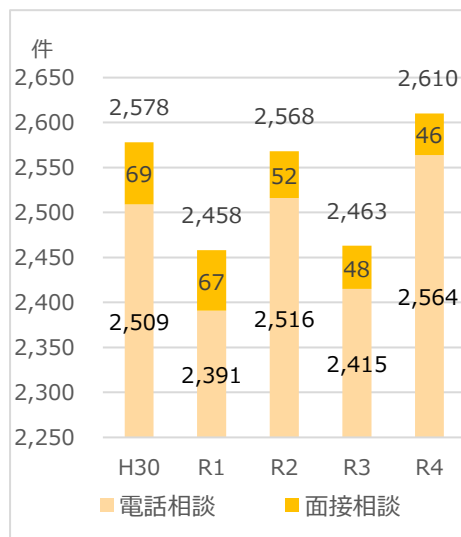
1 支援機関による対応状況

(1) 県婦人相談センターの利用者の状況

ア 相談の状況

県婦人相談センターで受け付けた相談件数の推移は、2,500件前後となっています。令和4年度の主訴別相談の受付状況は、夫等の暴力（DV）が66.2%と最も多くなっています。

<表1 県婦人相談センターの相談件数の推移>



<表2 県婦人相談センターの主訴別相談の受付状況>

		人間関係														住居問題	帰宅先なし	経済的問題	医療的問題		売春防止法5条違反	人身取引被害	合計
		夫等				子ども			親族			その他の者の暴力	男女関係	その他	精神的問題				病気・妊娠など				
		夫等の暴力	薬物中毒・酒乱	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育困難	その他	親の暴力	その他の親族の暴力	その他												
R4	件数(件)	1,727	1	31	43	37	4	14	110	30	48	63	112	28	29	2	29	17	266	19	0	0	2,610
R4	割合(%)	66.2	0	1.2	1.6	1.4	0.2	0.5	4.2	1.1	1.8	2.4	4.3	1.1	1.1	0.1	1.1	0.7	10.2	0.7	0	0	100
R3	件数(件)	1,532	7	52	92	30	0	11	99	23	11	51	115	16	8	2	22	26	342	24	0	0	2,463
R3	割合(%)	62.2	0.3	2.1	3.7	1.2	0	0.4	4.0	0.9	0.4	2.1	4.7	0.6	0.3	0.1	0.9	1.1	13.9	1.0	0	0	100

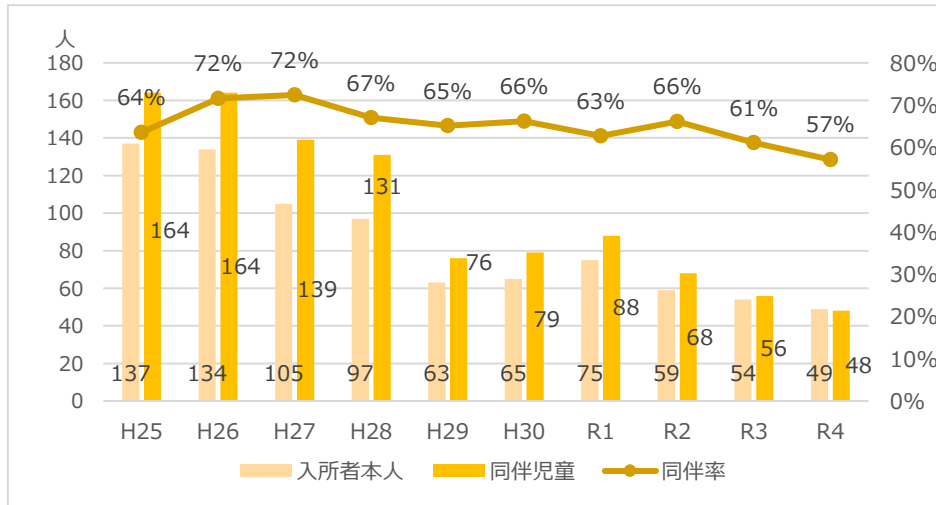
資料：県婦人相談センター調べ（表1～表2）

イ 一時保護の状況

県婦人相談センターにおける一時保護人数の状況は、入所者の様々な事情により、必要に応じて県内外の民間シェルター⁴や社会福祉施設への一時保護委託や、他都県の保護施設との広域相互利用なども活用していますが、減少傾向にあります。

令和4年度における一時保護人数は49人で、同伴児童は48人となっており、入所者のうち同伴児童がいる方の割合である同伴率は57.1%となっています。また、年代別では20代~30代の入所者が多くなっています。令和4年度の主訴別一時保護の状況は、夫等の暴力（DV）によるものが77.6%と最も多くなっています。

<表3 一時保護人数の推移>



<表4 年代別一時保護の状況>

		18歳~19歳	20代	30代	40代	50代	60代以上	合計
R4	人数	3	16	12	9	7	2	49
	割合	6.1%	32.7%	24.5%	18.4%	14.3%	4.1%	100.0%
R3	人数	1	14	17	8	7	7	54
	割合	1.9%	25.9%	31.5%	14.8%	13.0%	13.0%	100.0%

<表5 主訴別一時保護の状況>

主訴		R3件数	R4件数	R4割合
DV	夫等の暴力	46	38	77.6%
他暴力	デートDV	2	2	4.1%
	家族間の問題	4	5	10.2%
	その他の暴力	1	0	0.0%
ストーカー被害		0	1	2.0%
帰宅先なし		1	1	2.0%
その他		0	2	4.1%
人身取引被害		0	0	0.0%
合計		54	49	100%

資料：県婦人相談センター調べ（表3~表5）

⁴ 民間団体によって運営されている暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設。民間シェルターでは、被害者の一時保護だけにとどまらず、相談への対応、被害者の自立へ向けたサポートなど、被害者に対する様々な支援を行っている。

(2) 県男女共同参画推進センターの相談の状況

県男女共同参画推進センターでは、男女共同参画の推進に資するため、個人の抱える様々な悩みや問題について相談に応じています。また、配偶者暴力相談支援センターの機能も担い、DV相談にも対応しています。相談件数の推移は10,000件弱となっています。令和4年度の主訴別相談件数は、「こころ」の関係が20.3%と最も多くなっています。

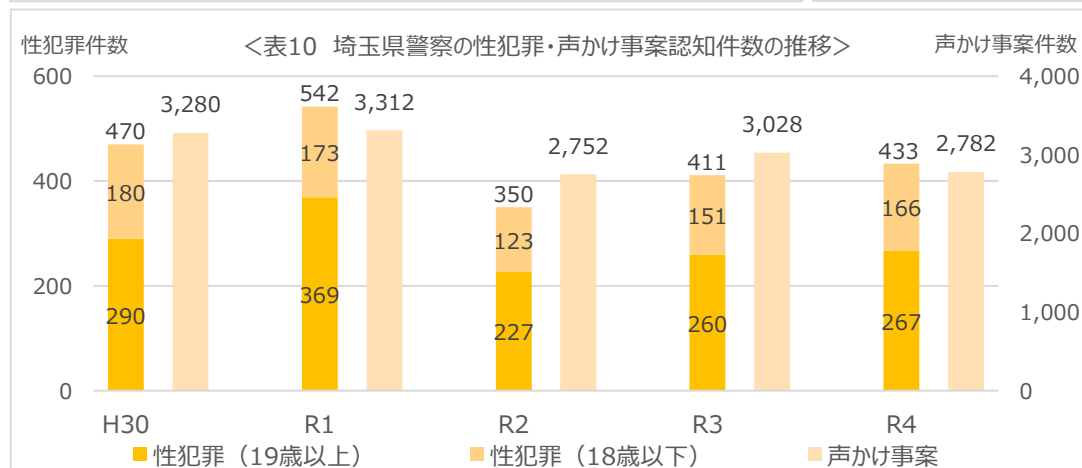
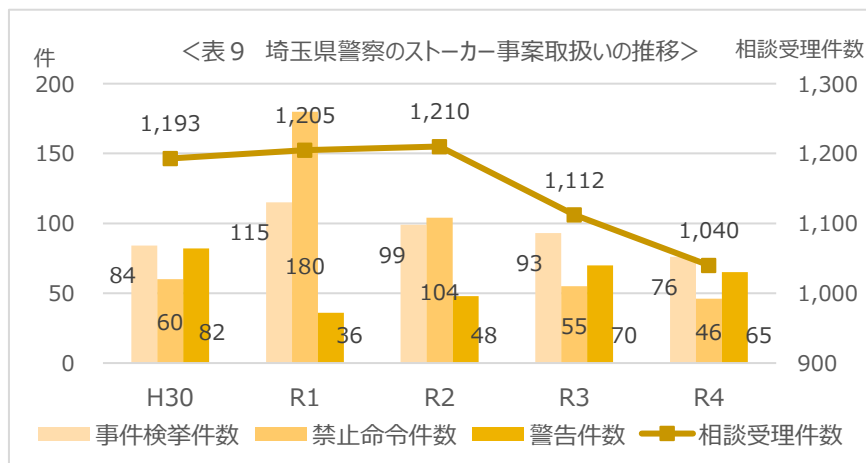
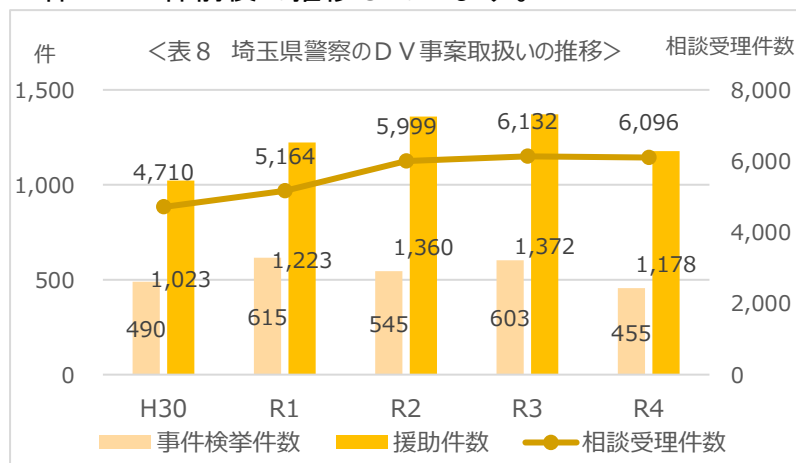
<表6 県男女共同参画推進センターの相談件数の推移>(単位:件) <表7 県男女共同参画推進センターの主訴別相談件数>

		H30	R1	R2	R3	R4													
電話相談		9,248	8,032	9,361	9,176	8,732		生き方	こころ	からだ・性	夫婦	家族・親族	人間関係	DV	仕事	暮らし	その他	合計	
面接相談		37	46	62	38	18													
その他		268	310	312	319	373	R4	件数(件)	600	1,851	413	719	1,437	1,357	1,051	353	228	1,114	9,123
合計		9,553	8,388	9,735	9,533	9,123		割合(%)	6.6	20.3	4.5	7.9	15.8	14.9	11.5	3.8	2.5	12.2	100
							R3	件数(件)	573	1,367	482	862	1,620	1,467	913	381	235	1,633	9,533
								割合(%)	6	14.3	5.1	9	17	15.4	9.6	4	2.5	17.1	100

資料：県男女共同参画推進センター調べ（表6～表7）

(3) 埼玉県警察における対応状況

DV事案取扱いの相談受理件数は、増加傾向にあります。ストーカー事案取扱いの相談受理件数は、過去5年間で1,000件を超える状況が続くなど、依然として高い水準で推移しています。性犯罪事案認知件数の状況は、400件～500件前後で推移しています。



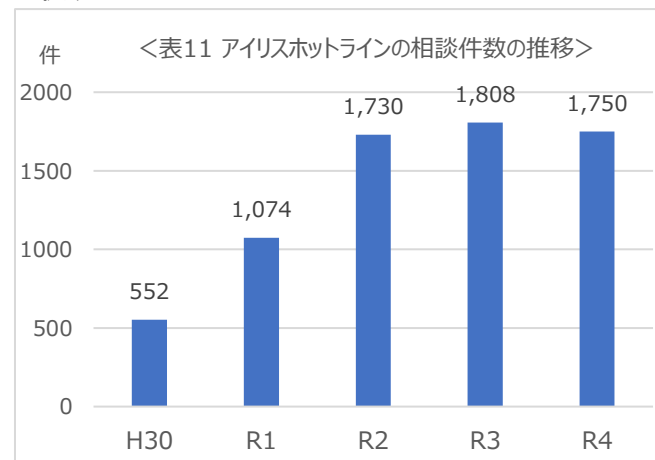
※性犯罪：強制性交等・強制わいせつ

※声かけ事案：子供に対し、犯罪には至らないが、「声をかける」「後をつける」等の行為

資料：令和5年度埼玉県警察 警察のあゆみ（表8～表10）

(4) 性暴力等犯罪被害専用相談電話（アイリスホットライン⁵）の対応状況

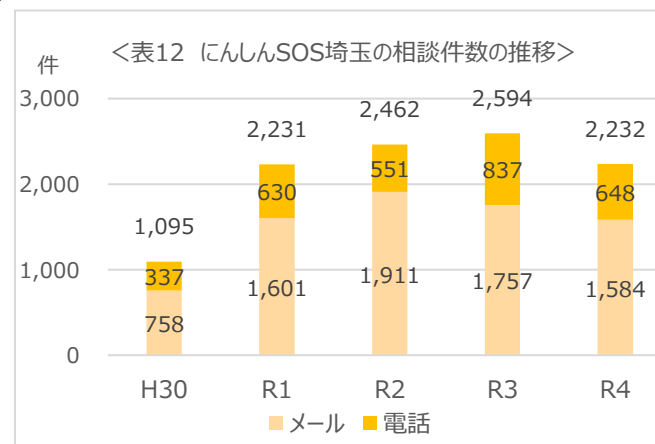
性暴力等犯罪被害の相談件数の推移は、増加傾向にあります。
令和4年度の相談件数は1,750件で、ここ3年の相談件数は、
1,700～1,800件前後で推移しています。



※平成31年4月から24時間365日電話相談対応を開始
資料：県防犯・交通安全課調べ

(5) 予期せぬ妊娠に関する相談（にんしんSOS埼玉⁶）の対応状況

予期せぬ妊娠に関する相談件数は、2,000件台で推移しており、
新型コロナウイルス感染症流行期に増加傾向が見られました。



※平成30年7月から相談を開始
資料：県健康長寿課調べ

⁵ 埼玉県、埼玉県警察、(公社)埼玉犯罪被害者援助センター、埼玉県産婦人科医会が連携して運営している、性犯罪や性暴力にあわれた方の支援を行う相談電話。

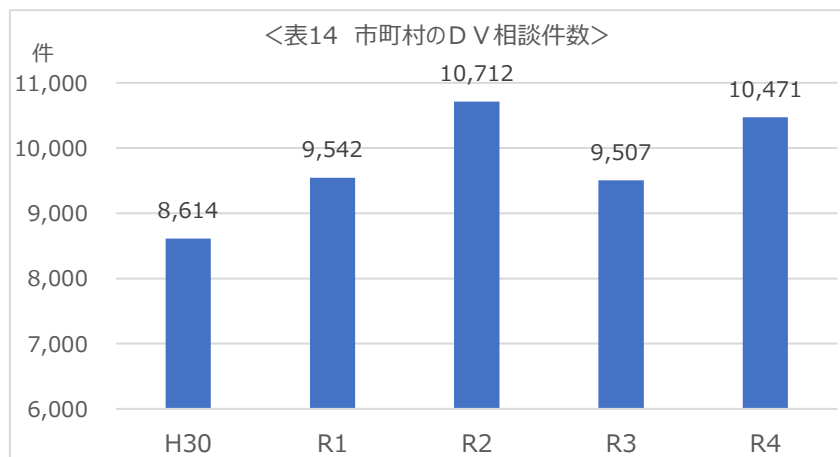
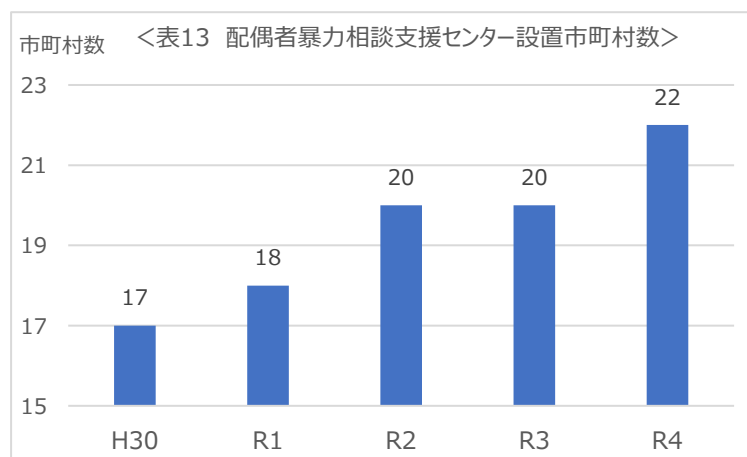
⁶ 埼玉県が設置した思いがけない妊娠に関する電話・メール相談窓口。保健師・助産師・看護師、社会福祉士などの専門相談員が相談に応じる。

2 市町村・民間団体の状況

(1) 市町村の状況

市町村は、DV被害者とその家族にとって身近な相談窓口となっており、県内全市町村においてDV相談に対応しています。また本県では、DV被害者とその家族にとって身近な市町村において、相談から保護・自立支援までの各種支援の窓口として行政手続き等に対応する配偶者暴力相談支援センターの設置を促進しており、令和5年4月1日現在、22市において設置されています。

旧売春防止法において規定される婦人相談員は、令和5年4月1日現在、17市に54人が配置され、DV被害者や要保護女子への相談等に対応しています。



資料：県人権・男女共同参画課調べ（表13～14）

(2) 民間団体の状況

民間団体には、DV被害者等の支援を行う民間シェルター運営団体や、DV被害から逃れた母子向けの心理教育プログラムの実施団体、性犯罪を含む犯罪被害者支援団体、予期せぬ妊娠に関する相談支援団体などがあります。

そのうち、県内でDV被害者等の支援を行う民間シェルター運営団体の状況ですが、令和5年7月1日時点で4団体となっており、シェルターの運営や相談事業、同行支援等の支援を行っています。令和4年度における、相談対応件数は延べ約600件になっており、その相談内容の内訳はDV被害、生活困窮、家族関係等であり、相談者の年代は20代～50代と、幅広くなっていますが、9割超が女性となっています。また、①出張面談、②声掛け・夜間見回り、③ネットパトロールなど、④電話相談、⑤メールでの相談、⑥公的機関からの支援要請の対応等を行っています。

民間団体に対するヒアリング結果⁷からみた支援状況ですが、各支援団体が把握している支援対象者は様々な状況です。その中では、全体的にDV被害を受けている方の割合が高く、DV被害や暴力等が原因で精神的なケアが必要となっている、助けをうまく求められない、家庭環境等により基本的な生活習慣が身に付いていない、安心できる居場所が確保できていないなどの状況にあります。民間団体において、支援対象者との信頼関係を構築しながら、自立に向けてきめ細かな支援に尽力しています。

3 課題

(1) 本人の意向に寄り添った、包括的かつ切れ目のない支援

困難な問題を抱える女性が抱えている課題は、多様化、複合化、複雑化しており、課題解決には中長期的な支援が求められています。女性は性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害により遭遇しやすいことや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題の存在、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあります。こうした状況を踏まえ、民間団体の支援者からは、民間団体との協働が重要なこと、支援対象者の意向に寄

⁷ 計画策定に当たり、支援対象者が抱える様々な困難の現状や支援に向けた課題を把握するために、県が業務を委託している女性支援団体を対象に実施したヒアリング調査。調査対象は、シェルター運営4団体、心理教育プログラム実施1団体、性犯罪被害者支援1団体、予期せぬ妊娠に関する相談支援1団体の計7団体（令和5年7月：県人権・男女共同参画課）

り添いながら、各支援ステージにおいて、関係機関や団体が切れ目なく折り重なるように支援する必要性が指摘されています。本人の意向に寄り添い、県、市町村、民間団体、関係機関等が連携し、包括的かつ切れ目のない支援が求められています。

(2) 困難な問題を抱える女性が早期に発見され、必要な支援へ結び付けられること

困難な問題を抱える女性の多くが、精神や身体等を傷つけられている状況にあることや、過去の生活経験等により自ら助けを求めにくく、潜在化しやすく、支援対象として見えていない状況にあります。できる限り早期に発見され、相談支援を行う窓口へつなげ必要な支援へと結び付けることが求められています。

(3) 一時保護委託の積極的な活用

県婦人相談センターの一時保護件数は減少傾向にあり、これは全国的な傾向になります（厚生労働省家庭福祉課調べ）。国の調査結果⁸によると、一時保護の同意が得られない理由として、「仕事や学校を休みたくない」、「外出が自由にできない」「携帯電話が使えない」など、入所後もこれまでの生活と変わらない生活を続けたいというニーズが伺われると指摘されています。また、基本方針では地方公共団体によっては支援対象者が配偶者暴力被害者等に限定されている場合があること、一時保護所への入所のハードルが高いことなど、支援対象者に支援を受けることを躊躇させる要因があること、女性側のニーズに対して支援内容や制度が不十分であることが指摘されています。支援対象者の意向に寄り添った支援を進めていく上で、一時保護に当たっては、本人の意向を丁寧に把握して対応するとともに、民間シェルターや社会福祉施設などへの一時保護委託の積極的な活用が求められています。

(4) アフターケアの実施に向けた体制の構築

県婦人相談センターにおいては、DV被害者の保護が中心となっていることから秘匿性を確保する必要があり、退所者へのアフターケアについては、市町村と連携しながら実施していますが、十分な状況にはありません。法においては、女性相談支援センター及び女性自立支援施設が支援の中核を担うことが求められており、今後、女性相談支援センター及び女性自立支援施設が、退所後のアフターケアを適切に担うことができる体制を構築することが求められます。

⁸ 「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究、婦人保護施設における性暴力を受けた被害者に対する支援プログラムに関する調査研究報告書」（平成 30 年 3 月、厚生労働省）

(5) 民間団体への運営支援

生活に困難を生じ緊急に避難する必要がある場合、避難先としての民間シェルターは避難者の生活再建などについてきめ細かな支援を実施しており、困難な問題を抱える女性の自立にとって欠かせない存在であり、法では都道府県や市町村に対する民間団体との協働が規定されています。他方、国の調査結果⁹によると、民間シェルターの運営に当たる民間団体は財政的基盤の脆弱性やスタッフの高齢化等による人的支援の不足などの課題を抱えていることが指摘されています。本県においても同様の状況にあり、民間団体への運営支援が求められています。

(6) 市町村の女性相談支援員設置体制の強化

法第11条第2項において、市町村に対し女性相談支援員配置の努力義務が示されました。多様な支援対象者にとって最も身近な相談先として市町村の女性相談支援員が大きな役割を果たしていくことが求められます。同条第3項では女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮することとされています。市町村における女性相談支援員の設置促進並びに、県はもとより市町村の女性相談支援員の資質向上が求められています。

⁹ 「DV被害者等のための民間シェルター実態調査報告書」（令和4年5月、内閣府）

第3 計画の体系

目標 困難な問題を抱える女性の 人権が尊重され、女性が 安心して、かつ、自立して 暮らせる社会の実現	基本目標	施策の方向性	推進項目
	基本目標Ⅰ 困難な問題を抱える女性への 包括的かつ継続的な支援	1 女性の人権を尊重する 県民意識の醸成	(1) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発 (2) 女性に対する暴力根絶のための意識啓発 (3) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利に基づく取組の促進 (4) 性暴力被害防止についての教育・啓発
		2 アウトリーチなどによる 早期の把握	(1) 相談窓口や活用できる施策に係る広報活動の充実 (2) SNS等を活用した相談の実施 (3) 民間団体や関係機関と連携した早期の把握
		3 支援のきっかけ作りのため の居場所などの提供	(1) 民間団体による居場所の提供の促進 (2) グループ相談会や各種講座などの実施
		4 相談支援の充実	(1) 女性相談支援センターにおける相談支援の充実 (2) 県関係機関における相談支援の充実 (3) 市町村における相談支援強化への支援 (4) 民間団体における相談支援強化への支援
		5 一時保護の充実	(1) 多様な支援対象者の一時保護の実施 (2) 一時保護委託の積極的な活用 (3) 児童相談所と連携した同伴児童への支援
		6 医学的・心理学的な援助に よる被害回復支援	(1) 医療機関などの専門機関との連携支援 (2) 被害回復を図るための心理的ケアの実施 (3) 民間団体と協働した心のケアの実施
		7 日常生活の回復の支援	(1) 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における支援 (2) 民間団体による継続的自立支援

目標 困難な問題を抱える女性の権利が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現	基本目標	施策の方向性	推進項目
	基本目標Ⅰ 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	8 同伴児童などへの支援	(1) 同伴児童に対する心理的ケアの実施 (2) 児童相談所と連携した同伴児童への支援【再掲】 (3) 保育・就学・学習支援 (4) 市町村や関係機関と連携した同伴家族への支援
		9 支援対象者に寄り添った自立支援	(1) 支援対象者の状況や希望に沿った自立支援方針及び自立支援計画の策定 (2) 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における支援【再掲】 (3) 医療機関などの専門機関との連携支援【再掲】 (4) 被害回復を図るための心理的ケアの実施【再掲】 (5) 民間団体による継続的自立支援【再掲】 (6) 住宅の確保に関する支援 (7) 就業に関する支援 (8) 経済的な支援
		10 地域での生活再建を支えるアフターケアの推進	(1) 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における退所後支援 (2) 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における市町村や関係機関との連携による退所後支援 (3) 民間団体による継続的自立支援【再掲】
	基本目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実	1 支援の中核機関の機能強化	(1) 女性相談支援センターの相談支援機能の強化・充実 (2) 女性自立支援施設の支援機能の強化・充実 (3) 女性相談支援員の配置促進及び資質向上 (4) 女性相談支援員の連携強化
		2 民間団体との連携・協働の推進	(1) 民間団体との連携強化 (2) 専門的知見の活用・事業の協働実施 (3) 民間団体の育成・支援
		3 関係機関との連携体制の充実	(1) 県内の関係機関との連携強化 (2) 支援調整会議の設置促進 (3) 連携強化に向けた研修などの機会の提供